

サンプル（抜粋）

〇〇〇株式会社 御中

労務調査報告書（最終報告）

****年**月**日

OURS 小磯社会保険労務士法人

サンプル（抜粋）

目次

I	本報告書の性質	4
1.	概要	4
2.	本調査の限界	4
3.	第三者への開示	4
4.	本調査の前提	5
5.	定義	5
II	本調査の方法	5
1.	調査	5
2.	本調査の限界	5
3.	第三者への開示	5
4.	本調査の前提	5
5.	定義	5
III	調査の結果	5
1.	調査	5
2.	調査の結果	5
3.	調査の結果	5
4.	調査の結果	5
5.	調査の結果	5
IV	調査の結果	5
1.	調査の結果	5
2.	調査の結果	5
3.	調査の結果	5
4.	調査の結果	5
5.	調査の結果	5
V	調査の結果	5
1.	調査の結果	5
2.	調査の結果	5
3.	調査の結果	5
4.	調査の結果	5

サンプル (抜粋)

IV 調查結果概要

正社員およびアルバイト等の労働時間について、提供された直近 3 カ月間の勤怠システム等の帳簿から調査した限り、法令違反となるほどの長時間労働は認められなかった。

また労働形態の中でもリスクの高い1カ月単位の変形労働時間制の適切な運用におけるリスクも発見されなかった。

[illegible]

なお、本調査は調査対象が男女27歳以下に限定された関係上、事業主の年齢層別に異なる傾向、人事・労務管理の現状、採用活動、教育訓練等、人材管理に関するインフラ整備の現状は問っていない。

製造物責任制度に関しては、重大な故障発生がメダは重要であるとのことだが、製造物責任制度に関しては、重大な故障発生がメダは重要であるとのことだが、個別事象や当該事業者の取組状況に鑑みると、一部施設で整備が望ましい事項が認められた。特に、作業者選定、健康検査、労働時間等の事項に関する施設については、業務記録上の懸念を指摘するとともに、将来的な改善に向けた防止の観点からも整備を奨励することが期待される。

[illegible][illegible]

論点	遡及 精算	留意事項
1. 労働時間の管理		
1.1 ****	－	*****
1.2 ****	－	***** *****

サンプル（抜粋）

V 調査結果詳細

1. 労働時間の管理

1.1 勤怠システム記録の確認

IV. 調査結果概要に記載のとおり、最も懸念された変形労働時間制に係る勤務シフトは、勤怠システム記録を確認する限り適切に反映されていたため、大きな問題は無いものと思われる。

1.2 出退勤打刻記録と計上された時間外時間数との乖離

直近3カ月間の勤怠システム記録から「打刻時間－休憩時間」≠「所定労働時間＋時間外労働時間」とならないケースが散見された。一部従業員（〇〇部門に集中）の打刻時間を確認したところでは、所定労働時間の開始時刻よりも1時間以上早く出勤打刻がなされていても、時間外労働に数字が反映されていないケースが確認されている。事前ヒアリングより、打刻方法等に対する注意喚起は行っているものの、改善されない実態があることが確認された。

打刻等の客観的記録と別に本人または管理者が時間数を調整している場合、管理者による現認、または当該時間が労働時間に該当するかどうかの調査を実施しなければならないため、可能な限り勤怠システムにおける打刻時間との乖離を生じさせない運用を行うことが望ましいものと思われる。

